

一般社団法人日本エステティック業協会
優良サロン制度運用規程

2019年9月10日 施行
2020年1月14日 改定
2020年7月14日 改定
2022年2月8日 改定

【目次】

第 1 章 総則	2
第 2 章 申請	2
第 3 章 審査	3
第 4 章 運用	3
第 5 章 報告要請・改善要請及び返上・失効・停止・取消し	4
第 6 章 機密保持及び個人情報保護	5

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第一条 「優良サロン制度」とは、一般社団法人日本エステティック業協会（以下「AEA」という。）の正会員企業のうち、消費者から「安心・安全で、信頼できるサロン」として広く認識されるよう「法令遵守（以下「コンプライアンス」という。）」、「エステティシャン教育」に関して積極的な取り組みをしている会員企業について、「優良サロン」として、広く PR していく制度である。本規程は、「優良サロン制度」を円滑に運用するために必要な事項を定めたものである。

(制度の客観性)

第二条 AEA は、公正な立場で審査し、第四条に定める申請要件に適合したものを「優良サロン」として認める。

第 2 章 申 請

(申請受付期間)

第三条 「優良サロン」の申請は、随時受け付けるものとする。

(申請要件)

第四条 AEA が別途定める基準における「コンプライアンス」、「教育」の申請要件を満たしている正会員企業は、「優良サロン」の申請をすることができる。また、「コンプライアンス」のみの申請はできるが、「エステティシャン教育」のみの申請はできない。提出書類については第六条の定めによる。

(申請の単位と対象)

第五条 「優良サロン」の申請は会員企業単位とする。

(提出書類)

第六条 会員企業は、「優良サロン」の申請をしようとするときは、AEA ホームページ内の「AEA 優良サロン制度について」に掲載の「優良サロン制度申請・審査手引書」を参照のうえ、申請書とエビデンスを AEA 事務局に提出するものとする。

(申請受付の取消)

第七条 会員企業の申請内容に重大な違反や虚偽の記載があることが明らかになった場合は、審査委員会は申請の受付を取り消すことができる。

第 3 章 審 査

(審 査)

第八条

1. 申請内容の適合性について審査を行うため、AEA に審査委員会を設ける。
2. 審査委員会は、AEA と利害関係のない第三者の有識者 3 名以上 5 名以内の委員をもって構成する。
3. 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。任期途中で退任した委員の後任の委員の任期は、前任の残余期間とする。
4. 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。決議は、出席委員の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。
5. 審査委員会に基づく審査結果は AEA 理事会にて報告される。

(ホームページ適合性審査)

第九条

前条の規定にかかわらず会員企業のホームページの適合性審査については、AEA 事務局にてホームページに記載されている内容が、エステティック業統一自主基準に則り適正であることを確認した申請のみを前条に定める審査に諮るものとする。

(申請企業調査)

第十条 第四条の申請内容について調査が必要と判断した場合、会員企業に対して調査を実施する場合がある。

(再申請)

第十一条 不適合項目があり、申請が受理されなかった場合において、不適合項目が改善されたときは、会員企業は、再申請を行うことができる。

(審査結果の通知)

第十二条 審査の結果、「優良サロン」と認めた会員企業に対して、AEA はその旨通知を行う。

第 4 章 運 用

(優良サロンステッカー)

第十三条 AEA が「優良サロン」と認めた会員企業には、優良サロンステッカーを発行する。優良サロンステッカーの取扱いについては下記の通りとする。

1. 会員企業に対して、AEA への申請登録店舗数と同数の優良サロンステッカーを発行する。
2. 優良サロンステッカーは、サロンの利用者が認識しやすい場所に掲示する。

3. 優良サロンステッカーの有効期間の表示は年度単位とする。
4. 優良サロンステッカーは、AEA より会員企業に対して貸与するものであり、所有権等の権利はAEA に帰属する。当該会員企業以外の者に使用許諾、貸与、譲渡等することはできない。
5. 優良サロンステッカーは、会員企業が「優良サロン」でなくなった場合、AEA 事務局へ返却するか、責任をもって廃棄処分する。

(有効期間及び更新)

第十四条

1. 「優良サロン」認定の有効期間は、「コンプライアンス」、「教育」のいずれも、認定した日が属する年度から3年後の年度末までとする。年度とは4月1日からはじまり翌年3月31日までとする。更新を希望する場合には、当該会員企業は、有効期間満了3カ月前までに、第六条に定める提出書類に基づいて更新の申請を行うことができる。更新申請の審査に関しては、第3章を準用する。

2. 前項の規定にかかわらず、「優良サロン制度」の申請要件及び審査基準は2年毎に見直し、必要がある場合は改定を行う。改定を行った場合、改定を行った時点以降の新たな申請につき改定後の申請要件及び審査基準を適用するものとする。ただし、改定を行った時点で既に「優良サロン」認定を受けている正会員企業については、その有効期間は前項の通りとし、改定を行った時点以降に更新する場合に限り改定後の申請要件、審査基準を適用するものとする。

3. 改定を行った場合には、改定を行った日付を申請関連書類に明記する。

(公表)

第十五条 AEA は「優良サロン」の基本情報（サロン名や住所等）をAEA のホームページ等において公表する。

第5章 報告要請・改善要請及び返上・失効・停止・取消し

(報告要請)

第十六条 「優良サロン制度」の適正な運用のため、AEA が必要と判断した場合は、会員企業に対して「優良サロン制度」の順守状況等について報告を求めることができる。

(改善要請)

第十七条 「優良サロン制度」の適正な運用のためにAEA が必要と判断した場合は、AEA は、会員企業に対して改善、その他必要な措置を要請できる。

(返上)

第十八条 会員企業が、「優良サロン」認定の返上を申し出るときは、AEA 事務局に申し出るものとし、AEA は理事会にて確認した上でその受理を行う。

(失効)

第十九条

1. 会員企業が、「優良サロン」認定の有効期間中に AEA の会員資格を喪失したとき、当該「優良サロン」認定は失効する。

2. 第 1 項に基づき失効となった場合、「優良サロン」認定は当該事実の発生日から効力を失う。

(停止・取消し)

第二十条

1. AEA は、会員企業が次の (ア) ~ (カ) のいずれかに該当する場合は、「優良サロン」の認定を停止または取消することができる。

(ア) 申請内容に虚偽または不正があったとき。

(イ) 重大な法令違反行為が認められたとき。

(ウ) 正当な理由なく第十七条または第十八条に定める AEA からの要請に応じないとき。

(エ) 「優良サロン」の申請要件に適合しなくなり、またその改善が見込まれないとき。

(オ) AEA の名誉または信頼を失墜させる行為があり、「優良サロン制度」の趣旨に違反するとき。

2. 第 1 項に基づき「優良サロン」の認定が停止または取消となった場合、「優良サロン」認定は当該停止または取消の日から効力を失う。

第 6 章 機密保持及び個人情報保護

(機密保持)

第二十一条 AEA は、「優良サロン制度」に係る上で知り得た申請会員企業に関する情報の機密を保持し、当該企業の同意なしに、第三者に開示しない。

但し、次の (ア) ~ (エ) については、この限りではない。

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 情報を得る以前に、既に公知であった情報

(ウ) AEA とは別の第三者により、正当に開示された情報

(エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令で定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合で、かつ本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのあるとき

(個人情報保護)

第二十二条 AEA は、「優良サロン」の認定を行う上で申請会員企業の運営するサロンから入手した個人情報の利用目的については、「優良サロン」認定の審査及び「優良サロン制度」運用に関わる範囲内とし、AEA の「個人情報保護方針」の定めるところに従って、適切にこれを取り扱う。

(規程の改正)

第二十三条 AEA は、この規程を改正するときは、理事会の承認を得るものとする。

附則

(施行日)

第一条

1. この規程は、2019年9月10日から施行する。
2. この規程の一部を改定し2020年1月14日から施行する。
3. この規程の一部を改定し2020年7月14日から施行する。
4. この規程の一部を改定し2022年2月8日から施行する。

一般社団法人日本エステティック業協会

優良サロン制度申請・審査手引書

2022年2月改訂

【目次】

はじめに	2
優良サロン制度で使用する用語及び定義	3
コンプライアンス部門審査基準一覧	4
教育部門審査基準一覧	6

はじめに

本手引書は、優良サロン制度の認定を申請するにあたり、制度の趣旨、目的を理解し、申請の要件、審査基準等を分かり易く説明するためのものです。以下に述べることをご理解のうえ申請していただけるようお願い申し上げます。

優良サロン制度の目的

この制度は、近年多様化するヘルスケアサービスにおいて、これらを利用する消費者に適格な情報を提供するという観点から、安心・安全の要となる「法令遵守」、「エステティシャン教育」に対して積極的な取り組みをしている正会員企業を「優良サロン」として認定し、消費者から「安心・安全で、信頼できるサロン」として広く認識されるようにしていくためのものです。制度策定過程における議論、仕組み、審査基準等を HP に公開することにより、当制度の透明性、公正性を一層高め、消費者の理解を深めるとともに、業界の健全なる発展に寄与することを目指しております。

申請要件概要

HP 掲載の「AEA 優良サロン制度誕生の背景」にて述べてあるよう審査の重点をコンプライアンス・労働環境整備、教育・キャリア設定にしています。申請はコンプライアンス部門と教育部門の二つに分かれており、コンプライアンス部門、教育部門の申請要件を満たしている正会員企業が、優良サロン制度の申請をすることができます。またコンプライアンス部門のみでの申請はできますが、コンプライアンスは必須ということを鑑み教育部門のみでの申請はできません。次頁以降の表に部門毎に審査対象、審査基準、審査方法が記載されています。審査書類として申請書、エビデンスの提出が必要ですので、表に記載のことをよく理解のうえ提出お願いいたします。

優良サロン制度の改訂

2021 年 6 月に経済産業省の「ヘルスケアサービスガイドラインのあり方」が改訂されたことに伴い、同年 12 月に優良サロン制度の申請要件についても改訂を図りました。改訂の検討にあたっては HP の「AEA 優良サロン制度誕生の背景」内のリンクに掲載の通り、AEA とは利害関係のない外部の有識者を入れた策定委員会を立ち上げ、ここでの議論を基に改訂を図りました。この改訂により、各種エビデンスの一層の深化・明確化、2 年毎の要件の見直し等が加えられ、安心・安全に対する裏付けの強化が図られることとなりました。

審査委員会

優良サロン制度の審査体制については、本手引書末尾に記載の通り AEA とは利害関係のない中立の有識者からなる審査委員会を設立し、申請のある都度公正な基準のもと審査にあたっている。

優良サロン制度で使用する用語及び定義

1. エステティック業統一自主基準

エステティック業界の健全化を図り、消費者に対し、より安心・安全なサービスを提供できるよう、一般社団法人日本エステティック振興協会にて策定した業界団体自主基準。倫理綱領をはじめ、特定商取引法、その他エステティックに関連する法令の解説、対応姿勢、契約書類雛形等を掲載し、所属団体にこれらの遵守を求め消費者の安心・安全を確保するとともに、人材育成、自己研鑽が図られることを目指している。

2. 概要書面（事前説明書）

特定商取引法において、契約金の総額が 5 万円を超え、かつ役務提供期間が 1 か月を超えるエステティックサービスを契約する際に、事業者より契約者への交付が義務付けられている書面。事前に契約内容を説明し、契約締結までに概要書面を交付することが特定商取引法で定められている。

3. 都度払い

エステティックサービスを 1 回受けごとに、1 回分の料金を支払う方法。特定継続的役務提供の要件に該当しないため、解約手数料も不要でいつでもやめることができる。但し、都度払いであっても実質的に特定継続的役務提供の条件に該当すると判断された場合は、特定商取引法の規制対象となる可能性もある。

4. 職業能力評価基準・評価シート

厚生労働省が、仕事をこなすために必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例（職務遂行能力）」を業種別、職種・職務別に整理したもの。エステティック業界においては、これを基にエステティックに適応した評価基準を作成している。評価シートとは、職業能力評価基準をチェック形式にした評価シート。

5. 消費生活コンサルタント

一般財団法人日本消費者協会が実施する試験や論文などの各基準を満たし、実用的専門知識を身に付けた養成講座修了者に与えられる資格。主に行政機関や消費者関連団体の消費者関連部門で消費生活相談業務に従事する他、地域の消費者問題に取り組むリーダーとして、消費者の意見を反映させるなどの活動を行う。

6. AEA エステティック相談センター

エステティックの契約やサービス履行に関するトラブルへの対処方法、エステ全般に係る疑問などに対する回答助言や関連情報の提供を行う一般社団法人日本エステティック業協会の相談窓口。消費者に限らず事業者や行政機関からの相談に対し、消費者関連専門資格を有する相談員が対応。

7. AEA 認定エステティシャン資格制度

一般社団法人日本エステティック業協会が定めた 3 段階のレベルのエステティシャンの技術・知識に関し、それぞれの試験に合格したものに認定資格を付与する制度。3 つのレベルは、“認定エステティシャン”、“上級認定エステティシャン”、“認定インターナショナルエステティシャン”。

8. JECC 登録養成団体の認定エステティック資格

一般財団法人日本エステティック試験センター（JECC）にエステティシャン養成団体として登録する団体が認定する資格。資格のレベルは業界内において統一が図られている。

9. 高周波利用設備許可申請

電波法では電線路に 10Khz 以上の高周波電流を通ずる電信、電話、その他の通信設備及び 10Khz 以上の高周波電流を使用する工業用加熱設備、医療用設備、各種設備について原則として個別に設置許可をうけるよう定めている。

コンプライアンス部門審査基準一覧

下記表を確認のうえ申請を行うこと。（エビデンスとなる書類提出＝A、申請書に記入＝B、その他＝C）
全ての審査基準に合致することが必要。

I. 消費者に対するコンプライアンス経営

審査対象	審査基準	審査方法
1. 関連書類 (1) 誓約書	エステティック業統一自主基準の遵守を誓約していること	-（当団体入会申請時提出済の為新規提出不要）
(2) 優良サロン認定申請誓約書 ^{※1}	申請内容の正確性、遵守を誓約していること	B
(3) 概要書面（事前説明書）	特定商取引法に基づき、全て適切に作成されていること	A
(4) 契約書面	同上	A
(5) 施術同意書	全て適切に作成されていること	A
(6) 個人情報保護書面	同上	A
(7) 販売書面等 ^{※2}	契約形態が都度払いであると証明されるもの	A（施術メニュー表や売上表、施術メニュー記載のレシート、領収書等）
2. 財務諸表閲覧状況	特定商取引法に則った閲覧ができること	B（提示可能な体制が整っていることを申請書にて申告）
3. 消費者相談窓口設置	担当者または責任者を選任し、連絡先を明らかにすること	B、 C（相談窓口体制、機能状況を確認）
4. 関連法令研修	適切な研修が実施されていること	A（研修資料と参加者名簿）、 B
5. 機器の安全管理	適切な機器管理が実施されていること	A（機器安全確認実施記録）
6. 提供するエステティックサービスの安全性および有効性の裏付け	脱毛サービスについて機器の性能や仕組み・安全性・根拠等の適切な説明ができる者が店舗内に1名以上いること	A 又は B

※1 契約形態を確認のうえ、「特定継続的役務提供事業者用」もしくは「都度払い取引事業者用」いずれかあてはまる方のフォーマットを用い提出すること。

※2 都度払い取引事業者の場合は、(3)(4)の代わりに(7)を提出すること。

II. 従業員の労働環境の整備

審査対象	審査基準	審査方法
1. 関連書類 (1) 募集原稿※3	法令を遵守した記載であること	A
(2) 保険加入※4	雇用・労災・健康・厚生年金保険に加入していること	A（書類名称は不問、加入状況が確認できる書面）
(3) 割増賃金※5	法令を遵守した賃金支払いを約束していること	A（書類名称は不問、実施を確認できる書面）
(4) 就業規則※6	全て適切に作成されていること	A（労働基準監督署受領印付きの表紙）
(5) 36 協定届※7	同上	A（労働基準監督署受領印付きの表紙）、但し期中に新たなものを提出
(6) 労働契約書	全て適切に作成されていること	A
(7) 労働時間管理	同上	A（管理記録の一部）
(8) 年次有給休暇管理簿	有給休暇を適切に取得させていること	A（取得履歴記録の一部）
(9) 休憩時間	規定の休憩時間を適切に取得させていること	A（書類名称は不問、実施を確認できる書面）
2. ハラスメント対策※8	方針を明確化し、周知、啓発していること 相談窓口を設置していること	A（書類名称は不問、実施を確認できる書面）、B、 C（相談窓口体制、機能状況を確認）

※3 新卒・中途採用を実施している場合のみ、直近の募集原稿を提出すること。

※4、5 募集原稿に明記されている場合は、(1)で確認も可能。

※6 10名以上の労働者を雇用の場合は提出必須。
(厚労省の指針では、労働者が10名未満であっても就業規則の作成が望まれています。)

※7 (5)については基本的に年に一度の見直しと届出が必要であることから、期中においても確認する。

※8 ハラスメント対策について就業規則に明文化されている場合は、(4)で確認も可能。

III. ホームページ記載事項の適合性

HP 広告表示記載内容	エステティック業統一自主基準に則り適正であること	C（申請時・期中不定期確認）
-------------	--------------------------	----------------

教育部門審査基準一覧

下記表を確認のうえ（エビデンスとなる書類提出＝A、申請書に記入＝B、その他＝C）「従業員複数在籍企業」「一人で経営（オーナー兼エステティシャン）」のいずれかあてはまるものに対し、申請を行うこと。全ての審査基準に合致することが必要。

I. エステティシャンのキャリア設定

	審査対象	審査基準	審査方法
従業員複数在籍企業	1. 関連書類 ^{※1} (1) 職業能力評価基準・評価シート ^{※2}	職業能力評価基準をカスタマイズし、必要な職務遂行能力を確認・把握する事でエステティシャンの成長を支援していること	A
	(2) キャリアマップ ^{※3}	(1) 職業能力評価基準を社内用にカスタマイズしたキャリアマップを作成していること (2) キャリアマップの各レベルに応じた職位や給与を設定し、エステティシャンに明確に伝えていること (3) 各レベルと AEA エステティシャン資格との連動性を持たせていること	A
	2. 社内研修	新入社員教育・継続教育・その他接客、契約、関連法規等の社内教育を定期的実施していること	B
一人で経営	1. 関連書類 (1) 職業能力評価基準・自己評価シート ^{※2}	職業能力評価基準に沿って自己の能力を高めていること	A
	(2) キャリアマップ ^{※3}	(1) キャリア目標シートを作成すること (2) 社会やお客様に安心してもらう為、AEA の資格取得等ステップアップをはかり PR していること	A
	2. 参加した研修	接客、契約、関連法規等の勉強会や AEA の研修等参加し、自らのキャリアアップにつなげていること	B

※1 詳細は当協会 HP の会員専用ページにログインし、書類をダウンロードすること。

※2 詳細は「AEA 版職業能力評価基準・評価シートについて」を確認し、必要枚数分提出すること。

※3 詳細は当協会 HP の会員専用ページにログインし、『エステティック業の人材育成のために』P7～P10 をダウンロードすること。確認後、職位・資格との連動を記載したキャリアマップを作成すること。

II. エステティシヤンの資格取得

	審査対象	審査基準	審査方法
従業員複数 在籍企業	1. AEA の資格取得・ステップアップへの取組み	社内資格のみでなく、知識・技術の客観的証明となる AEA エステティシヤン資格の取得・上位資格へのステップアップを促していること	B
	2. 受験に向けての社内支援内容	受験に向けての社内支援（対策指導、商材の貸し出し、資格手当、試験担当者の設置等）を行い、エステティシヤンが受験しやすい環境を整えていること	B
	3. 資格取得者の可視化	お客様が認識可能な取組みをしていること	B
	4. 資格保有者数	認定エステティシヤン ^{※3} 、AEA 上級認定エステティシヤン、AEA 認定インターナショナルエステティシヤンの資格保有者数が、社内で働いているエステティシヤンの 40%以上であること	B
	5. 資格保有者リスト ^{※4}	同上	A 又は B
一人で 経営	1. AEA の資格保有	AEA 上級認定エステティシヤン、AEA 認定インターナショナルエステティシヤンのいずれかを保有していること	B
	2. AEA の資格取得・ステップアップへの取組み	社内資格のみでなく、知識・技術の客観的証明となる AEA エステティシヤン資格の取得・上位資格へのステップアップを促していること	B
	3. 資格取得についての情報収集	アンバサダーや AEA 地区教育分科会等が企画している活動に参加し、AEA 及び資格取得について情報収集していること	B
	4. 資格取得者の可視化	お客様が認識可能な取組みをしていること	B

※3 JECC 登録養成団体の認定エステティシヤン資格保有者も可。

※4 資格保有者が 10 名以上の場合は、データで提出すること。

貴社管理データでの提出可。但し、資格種別・氏名・認定番号は必ず確認できるようにすること。

一般社団法人日本エステティック業協会

優良サロン制度申請書

2022年2月改訂

申請サロン基本情報

日本エステティック業協会が実施する優良サロン認定につき、次の通り申請します。

申請日	西暦 年 月 日	
会員名称		
会員番号		
代表者名 ^{※1}		
担当者名 ^{※2}		
担当者先 連絡先	電話番号	
	E-mail	
貴社 HP の URL		
申請部門 ^{※3}	<input type="checkbox"/> コンプライアンス	<input type="checkbox"/> 教育
登録店舗数 ^{※4}		

※1 代表者の役職名・氏名を記入すること。

※2 事務局との連絡担当者を記入すること。不在時等に備えて複数名記載しても構わない。

※3 希望する申請部門のチェックボックスを選択すること。

※4 必要なサロンステッカー枚数を記入すること。但し、AEA 申請登録店舗数を上限とする。

(特定継続的役務提供事業者用)

優良サロン認定申請誓約書

私は、貴団体策定の優良サロン制度に基づき実施される優良サロン認定審査に申請するにあたり、申請内容に虚偽や不正がないこと、また、優良サロン制度運用規程に定める事項を厳守することを誓約いたします。

一般社団法人日本エステティック業協会 殿

年 月 日

住所：

会社名：

屋号：

代表者氏名：

Ⓜ

(都度払い取引事業者用)

優良サロン認定申請誓約書

私は、貴団体策定の優良サロン制度に基づき実施される優良サロン認定審査に申請するにあたり、特定継続的役務提供は行わず都度払い取引のみを行う事業者であり、申請内容に虚偽や不正がないこと、また、優良サロン制度運用規程に定める事項を厳守することを誓約いたします。

特定継続的役務提供へ取引形態を変更の際は、速やかに申し出を行い再審査を依頼することいたします。

一般社団法人日本エステティック業協会 殿

年 月 日

住所：

会社名：

屋号：

代表者氏名：

⑩

コンプライアンス部門申請書

I. 消費者に対するコンプライアンス経営

1. 関連書類

下記書面を提出すること。

(1) 誓約書	当団体入会申請時提出済の為、新規提出不要
(2) 優良サロン認定申請誓約書	契約形態を確認のうえ、「特定継続的役務提供事業者用」又は「都度払い取引事業者用」いずれか該当のフォーマットを用い提出すること
(3) 概要書面(事前説明書)	都度払い取引事業者の場合提出不要
(4) 契約書面	
(5) 施術同意書	
(6) 個人情報保護書面	
(7) 販売書面等	都度払い取引事業者の場合提出すること

2. 財務諸表閲覧状況に関する事項

契約者が財務諸表の閲覧を求めた場合は、特定商取引法第 45 条に基づき、提示出来る体制が整っている。

下記いずれかを丸で囲むこと。

はい	いいえ
----	-----

3. 消費者相談窓口の設置に関する事項

(1)又は(2)の内、該当するものを選択し、下記枠内に記入すること。

また、相談窓口機能について事務局より電話にて確認する。

(1) 消費者相談窓口を設置し、担当者・責任者を選任している。		
窓口名称		
担当者	氏名	役職
	電話番号	E-mail
責任者	氏名	役職
	電話番号	E-mail
(2) 消費者相談窓口は設置していないが、担当者・責任者を選任している。		
担当者	氏名	役職
	電話番号	E-mail
責任者	氏名	役職
	電話番号	E-mail

4. 関連法令研修に関する事項

実施内容、実施時期を記入すること。また、研修資料と参加者名簿を提出すること。

研修内容	実施時期

5. 脱毛機器及び高周波利用設備許可申請を行った美容機器の安全確認実施記録の保管、その実施の審査に関する事項

安心・安全なエステティックサービスを提供するにあたり、脱毛機器及び高周波利用設備許可申請を行った美容機器の安全確認実施記録を保管し、その実施記録を提出すること。

6. 提供するエステティックサービスの安全性及び有効性の裏付けに関する事項

脱毛サービスについて機器の性能や仕組み・安全性・根拠等の適切な説明ができる者が店舗内に1名以上いること。下記枠内に店舗名および該当者の氏名を記入すること。10名以上の場合、データで提出すること。

	店舗名	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

II. 従業員の労働環境の整備

1. 関連書類

下記書面を提出すること。

(1) 募集原稿	新卒・中途採用を実施している場合のみ、直近の募集原稿を提出すること
(2) 保険加入	募集原稿に明記されている場合は、(1)で確認も可能
(3) 割増賃金	
(4) 就業規則	10名以上の労働者を雇用の場合は提出必須
(5) 36協定届	申請時の提出以外に認定有効期間内に事務局からの要請に従い、新たな届出書を提出すること
(6) 労働契約書	
(7) 労働時間管理	
(8) 年次有給休暇管理簿	
(9) 休憩時間	

2. ハラスメント相談窓口の設置及び、担当者・責任者の選任に関する事項

下記枠内に記入すること。また、相談窓口機能について事務局より電話にて確認する。

(1) ハラスメント相談窓口を設置し、担当者・責任者を選任している。		
担当者	氏名	役職
	電話番号	E-mail
責任者	氏名	役職
	電話番号	E-mail

III. ホームページ記載事項の適合性

エステティック業統一自主基準に則って、貴社のHPにおける広告表示が関連法令に抵触する恐れがないか事務局にて確認する。認定後も期中不定期に確認する。

教育部門申請書【A：従業員複数在籍企業用】

I. エステティシヤンのキャリア設定

1. 関連書類

審査基準一覧の(1)職業能力評価基準・評価シート、(2)キャリアマップを提出すること。

2. 社内研修に関する事項

新入社員教育・継続教育・その他接客、契約、関連法規等の教育内容と実施時期を記入すること。

研修内容	実施時期

II. エステティシヤンの資格取得

1. AEA の資格取得・ステップアップへの取組みに関する事項

社内資格のみでなく、知識・技術の客観的証明となる AEA エステティシヤン資格の取得・上位資格へのステップアップについて実施していることを記入すること。

取組み内容	実施時期

2. 受験に向けての社内支援内容に関する事項

受験に向けての社内支援（対策指導、商材の貸し出し、資格手当、試験担当者の設置等）で実施していることを記入すること。

--

3. 資格取得者の可視化に関する事項

お客様が認識可能な取組みについて記入すること。

--

4. 資格保有者数

下記枠内に人数を記入すること。

エステティシャン総数		名	事務局 確認欄	%
資格保有者	認定エステティシャン ^{※1}	名	合計	名
	AEA 上級認定エステティシャン	名		
	AEA 認定国際エステティシャン	名		

※1 JEEC 登録養成団体の「認定エステティシャン」資格保有者も可とする。

5. 資格保有者リスト

下記枠内に資格保有者の資格種別・氏名・認定番号を記入すること。

10名以上の場合、データで提出すること。

	資格種別	氏 名	認定番号 不明の場合、生年月日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

資格保有者数・リストに関する注意事項

- (1) AEA の資格保有者については、申請書類提出後に事務局にて確認する。
- (2) 事前のお問い合わせはご遠慮ください。
- (3) 貴社（申請者）で管理しているデータでの提出も可とする。
- (4) 資格種別・氏名・認定番号は必ず確認できるようにすること。
データ送付先：contact@esthesite.jp
- (5) AEA の認定番号は **E から始まる 7 ケタの番号**（ハイフンは無し）
- (6) 認定番号が不明の場合は、西暦で生年月日を記入すること。
- (7) AEA 以外の「認定エステティシャン」資格保有者の場合、ディプロマの写しを提出すること。

教育部門申請書【B：一人で経営 経営者兼エステティシャン用】

I. エステティシャンのキャリア設定

1. 関連書類

審査基準一覧の(1)職業能力評価基準・評価シート、(2)キャリアマップを提出すること。

2. 参加した研修に関する事項

研修の内容とその実施時期について記入すること。

研修内容	実施時期

II. エステティシャンの資格取得

1. AEA の資格保有に関する事項

AEA 上級認定エステティシャン、AEA 認定インターナショナルエステティシャンのいずれかを保有し、該当するものを記入すること。

資格名称	認定番号
	E

2. AEA 資格取得・ステップアップへの取組みに関する事項

AEA エステティシャン資格の取得・上位資格へのステップアップを図る取組みを記入すること。AEA 認定インターナショナルエステティシャンを保有している場合は無記入とすること。

--

3. 資格取得についての情報収集に関する事項

AEA 認定試験アンバサダーや AEA 地区教育分科会等が企画している活動への参加や AEA 及び資格取得について情報収集していることについて記入すること。

--

4. 資格取得者の可視化に関する事項

お客様が認識可能な取組みの内容を記入すること。

--

コンプライアンス部門申請チェックシート

申請方法	区分	審査基準	審査項目	形式	貴社 確認欄	事務局 確認欄	
提出	必須	I. 1	(2)優良サロン認定申請誓約書	原本			
			(3)概要書面（事前説明書）	原本			
			(4)契約書面	原本			
			(5)施術同意書面	原本			
			(6)個人情報保護書面	原本			
		II. 1	(2)保険加入	写し			
			(3)割増賃金	写し			
			(5)36 協定届	写し			
			(6)労働契約書	写し			
			(7)労働時間管理	写し			
		II. 2	(8)年次有給休暇管理簿	写し			
			(9)休憩時間	写し			
		I. 1	ハラスメント対策	写し			
		I. 1	都度払い取引事業者の場合	(7)販売書面等	原本 (写し)		
		I. 4	関連法令研修	社内教育・研修資料	写し		
				参加者名簿	写し		
I. 5	機器の安全管理	写し					
I. 6	提供するサービスの安全性の説明責任 ^{※1}	写し					
II. 1	新卒・中途採用を実施している場合	(1)募集原稿	原本 (写し)				
	10名以上の労働者を雇用の場合	(4)就業規則	写し				
記入	必須	I. 1	(2)優良サロン認定申請誓約書	—			
		I. 3	消費者相談窓口の設置	—			
		I. 4	関連法令研修	—			
		I. 6	提供するサービスの安全性及び有効性の裏付け ^{※1}	—			
		II. 2	ハラスメント相談窓口の設置	—			
その他		I. 1	(1)正会員入会誓約書	—	—		
		I. 2	財務諸表閲覧状況	—			
		I. 3	消費者相談窓口の設置	—			
		II. 2	ハラスメント対策	—			
		III.	HP 広告表示記載内容	—			

※1 10名以下の場合には申請書に記入し、それ以上の場合にはリストを作成し提出すること

教育部門申請チェックシート

申請方法	区分	審査基準	審査項目	形式	貴社 確認欄	事務局 確認欄
提出	従業員複数 在籍企業	I. 1	(1)職業能力評価基準・評価シート	原本		
			(2)キャリアマップ	原本		
	II. 5	資格保有者リスト※1	写し			
	一人で 経営	I. 1	(1)職業能力評価基準・評価シート	原本		
(2)キャリア目標シート			原本			
記入	従業員複数 在籍企業	I. 2	社内研修	—		
		II. 1	AEA の資格取得・ステップアップへの取組み	—		
		II. 2	受験に向けての社内支援内容	—		
		II. 3	資格取得者の可視化	—		
		II. 4	資格保有者数	—		
		II. 5	資格保有者リスト※2	—		
	一人で 経営	I. 2	参加した研修	—		
		II. 1	AEA の資格保有	—		
		II. 2	AEA の資格取得・ステップアップへの取組み	—		
		II. 3	資格取得についての情報収集	—		
	II. 4	資格取得者の可視化	—			

※1、2 10名以下の場合は申請書に記入し、それ以上の場合はリストを作成し提出すること。

AEA 優良サロン制度について

この制度は、AEA 正会員加盟サロンが消費者から「安心・安全で、信頼できるサロン」として広く認識されるよう、「法令遵守」、「エステティシャン教育」に対して積極的な取り組みをしている会員企業を「優良サロン」として認定し、広くPRしていくための制度です。

審査においては、AEA と利害関係のない第三者である有識者の方々から成る審査委員会を設立し、公正かつ厳正に審査をいたします。審査をクリアした会員には優良サロンであることが証明できるステッカーを配布し、AEA ホームページで公表いたします。

AEA 優良サロン制度誕生の背景

近年エステティックがヘルスケアサービス産業として重視されるに伴い、消費者からの「安心・安全で、信頼できるサロン」の要望がより一層高まってまいりました。AEA はエステティックサロンを経営する企業の団体で、実務に通じた方々が運営に携わっています。AEA の内部には、消費者目線でのコンプライアンスを追求し、タイムリーに会員に情報を提供する「コンプライアンス委員会」、エステティシャンの養成、レベルアップ、産学連携に取り組む「教育委員会」、エステティックに関する相談に対応する「AEA エステティック相談センター」等の様々な組織が在ります。これらの組織にはエステティシャンや消費者の皆さんが日ごろ直面している問題、課題がリアルタイムに入り、日々誠実に対応にあたっています。

AEA はこれらの組織を通じて集まった情報、生み出した解決ノウハウを消費者の安心・安全・信頼の要望に応えることに生かそうと、AEA 優良サロン制度を設立いたしました。制度をつくるにあたり、AEA は様々な分析から、従業員・エステティシャンの労働環境、職務内容の整備が、サロンの価値を高め消費者からの信頼を得ることへつながると考え、従来のお客様へのコンプライアンス、エステティシャンの教育に加え、従業員へのコンプライアンス、エステティシャンのキャリア設定に重きをおいて制度を設計いたしました。労働時間管理、有給休暇、ハラスメント対策等の労務管理の徹底、厚生労働省の職業能力評価基準を活用した評価シート、キャリアマップの作製により、従業員、エステティシャンのモチベーションを高め、自己啓発を通じた全体の質の向上を図り、安心・安全で信頼できる「優良サロン」作りへと導いてまいります。

女性が多く活躍するサロンの労働環境とエステティシャンの職務内容が整備されることにより、安定した雇用環境を創出することが、サロンの価値を高めることにつながり、お客様からの信頼を得て業界に貢献できるものと考えます。

優良サロン制度の検討は 2017 年から始まりました。当時は法令遵守を主体とする自主基準が普及していましたが、AEA としては、今後の成長を目指すにはこれだけでは不十分、高い目標を上げて会員一丸となって取り組めるものが必要と考え、「AEA Salon Standard」という自主基準概念を作成しました。これが優良サロン制度のきっかけとなったものです。その時の背景、分析、課題等を取りまとめた当時の資料をここに掲載いたします。 [\[AEA Salon Standard \(仮称\) の概要\]](#)

尚、2021年6月に経済産業省の「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」が改訂されました。これに伴い優良サロン制度の内容についても改訂を図りました。当改訂に関する経緯については、こちらの[「優良サロン制度策定委員会議事要旨」](#)をご参照ください。

***AEA Salon Standard*（仮称）の概要**

～ 消費者からの「安心・安全・信頼」の獲得と労働環境整備のために ～

一般社団法人日本エステティック業協会

【AEA 会員の価値とは何か】

我々はこのように考えます。即ち、エステティックサロン事業者である正会員加盟サロンは、

*** 消費者から「安心・安全で、信頼できるサロン」として広く認識され、**

その業界は、

*** 女性の活躍する場として、エステティシヤンの職務内容とその労働環境が、進学マーケットに正しく理解され、エステティシヤン志望者数が年々増加し、**

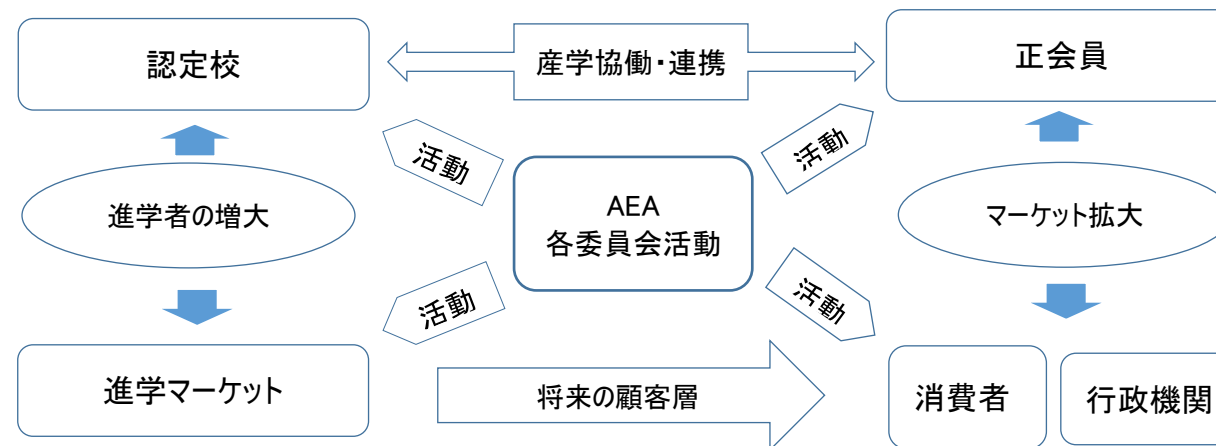
特別会員（認定校）では、

*** 正会員との産学協働・連携のもとで、養成カリキュラムは常にブラッシュアップされ、より高度な技術と知識、ホスピタリティーマインドを保有する人材を業界へ輩出し、各社に於いて更にレベルアップが図られている。**

こうした状況を創出するために、有効な取り組みを各委員会（※1）が相互に連携と協働を図りながら、対象となる軸（※2）へ働きかけていることであり、その活動を通して AEA のミッション達成に向けた活動を継続的に行うことで、各会員が更に成長し、発展する好循環を生み出していることだと考えます。

※1：教育委員会、コンプライアンス委員会/AEA エステティック相談センター、地域活性化委員会、メディア・広報委員会、認証制度検討委員会

※2：活動軸のウイメージ



【現状把握と分析】

●消費者

レジャー白書（※）によると 10代～60代の女性には、エステティックへの潜在需要層が存在しているが、実需に結びついていない

（資料参照） ※（公財）日本生産性本部

Why？

無理な契約を強いられるのでは？ 施術中に次々と契約を迫られるのでは？ 施術で健康被害に遭うのでは？ 解約に応じてくれないのでは？
といったネガティブマインドが消費者にはあり、マイナス情報は SNS や口コミによって瞬時に拡散するため、消費者はどのサロンを選んでよいかわからない。また、一部の業者による法令違反により、業界全体が「ブラック」と思われている。

●進学マーケット

エステティシャン養成校への就学人口が激減している。

Why？

本人、保護者、進路指導担当者のエステティック業やその仕事に対する情報や知識不足と、業界のネガティブイメージが先行している。

●現役エステティシャン

新卒就職者の高い離職率（入社3年半の壁）、中途採用人口の流動性の低さ

Why？

キャリアパスの未整備、法令で定められた労働環境の未整備等が要因となり、新卒採用の人材確保の困難さや、一旦離職した人材の現役復帰が困難となっている

（業界全体の経営資源ロス）

●行政機関

経済産業省 健康寿命延伸産業の創出、女性の健康経営、おもてなし認証

厚生労働省 エステティシヤンの「職業能力評価基準」の策定、働き方改革、女性の社会進出支援へのさまざまな制度

消費者庁 消費者志向経営の促進、民間企業への「消費者経営宣言」の推進

内閣府 クールジャパンによるインバウンドの拡大

Why?

国は、人口減少と高齢化が進む中で、法令遵守の下に産業が発展し、そこで働く人材への労務管理が徹底され、生涯を通じて健康で働ける社会を民間との連携を図りながら実現しようとしている。

【AEA の価値を確立するために- 「AEA Salon Standard（仮称）」の取り組み】

現状の把握と分析を踏まえ、業法、身分法が確立されていないエステティック業に於いて、正会員加盟サロンが消費者から「安心・安全で信頼できるサロン」として、消費者に認識され、選択されるには、

- ①産業の発展を阻害している2大要因（コンプライアンスとエステティシヤンのレベル）に対し、団体（AEA）と正会員とが連携し取り組んでいることを、
- ②消費者へ周知徹底する活動が必要と考えます。
- ③そして、その活動が消費者に受け入れられ認知されるには、一定の基準に沿ったエビデンスを基に評価し、それを見える化することが必要であり

AEA は、この取り組みを「AEA Salon Standard（仮称）」として、3カ年計画の下で実施してまいります。

■主旨・目標

正会員とAEAが連携してこの「AEA Salon Standard（仮称）」に取り組む主旨と目標は、

- * 産業の発展を阻害する既述の2大要因であるコンプライアンスとエステティシヤンのレベル（外的課題）、そしてサロンの労働環境問題の改善（内的課題）にまずは取り組み、

- * 以降、各行政機関の政策に段階的に取組み、
- * それを一定の**基準**による**エビデンス**をもとに確認した上で「AEA Salon Standard（仮称）」として象徴的な形で表示（見える化）し、その意味がシンプル且つ客観的に認識できるデザインに起こし、
- * 社会に周知徹底させ、認知されることで（※） ※広告代理店のノウハウと機能を活用します。

①消費者がサロンを選択する際の最低限の基準とし、（外的目標）

②エステティシヤンのモチベーションを上げることで、安定した雇用環境を創出する。（内的目標）

この2つを達成することを目指しています。

併せて、この取り組みに対する関係行政機関からの強力なバックアップを要請する活動を並行して行なってまいります。

■ 基準

対 消費者	1) 関係法令を遵守し営業活動を行なっていること（関係法令：特定商取引法、景表法、消費者契約法、薬機法、都道府県条例、業界統一自主基準、等）⇒法令遵守 2) 一定の認定資格を保有しているエステティシヤンが各サロンに在籍していること。⇒レベル維持 3) 社内教育を継続して実施していること（入社～継続教育）⇒レベル向上
対 エステティシヤン	1) 労働基準法遵守の下に、労務管理を行っていること ⇒ 労働環境整備 2) 資格未取得者に対する資格取得のサポートをしていること ⇒ レベル向上 3) キャリアアップ制度があり、評価基準、キャリアパスが整備されていること ⇒ 安定雇用

■エビデンス 1：コンプライアンス

ポイント 法令を遵守し消費者への安心を担保した上で営業していることを見える化する項目です。

コンプライアンス	関係法令	実施内容（会員・AEA）
①対 消費者	特定商取引法（特定継続的 役務契約を行っている場合）	* 契約関連書類一式の提出（会員）・精査（AEA） * 消費者相談窓口、消費者相談担当責任者の設置（会員）
	景品表示法・薬機法	* 表示管理等の責任者の設置（会員）
	個人情報保護法	* 個人情報保護方針の公表（会員）
	消費者契約法	* 関連法規の継続した社内教育の実施とコンプライアンスの社内周知（会員） * コンプライアンス委員会（AEA）主催の勉強会への参加（会員）
②対 従業員（エステ ティシャンを踏む）	労働基準法	* 労働契約書、36協定の労基署への提出（会員） * 就業規則（10名以上・労基署提出）の確認（AEA） * 労働保険・社会保険加入の確認（AEA）

■エビデンス 2：エステティシャン教育

ポイント 施術に関わるエステティシャンが一定の資格を保有することで、消費者への安心と安全を担保していること。併せて、その取り組みを継続的に行なうことでサロンクオリティを更に向上させる取り組みを行なっていることを見える化する項目です。

エステティシャン 教育	項目	実施内容（会員）
①社内教育 （入社～継続教育）	入社年数や職務・技能に応じた 社内研修を定期的に実施	①新入社員研修 ②接客（営業・販売等） ③継続教育 ④契約・関連法規
	※上記の履修状況を社内で管理・把握	

エステティシャン 教育	項目	実施内容（会員）
②エステティシャン資格の保持	<p>AEA エステティシャン資格保持の把握。 資格取得・維持・ステップアップの推奨</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 社内のエステティシャンの AEA 資格保持を（更新状況も含め）把握している * AEA 資格未取得者には取得を、取得済みの者には上位資格・最上位資格にステップアップするよう取組みをしている * 会員規約の努力目標に達している * 上記の内容が確認できるよう、事務局に提出できる資格保持者リストを作成できる * AEA チャレンジに参加する
	<p>エステティック業界団体の関連資格（他団体・国際資格・脱毛資格等）</p>	<p>AEA を除くエステティックに関する資格（他団体資格・国際資格・脱毛資格等）の保持者数がエステティシャンの 5～10%以上在籍する</p>
	<p>資格保持者の PR・見える化</p>	<p>有資格者であることを PR・周知するような取組みを行なっている</p>
③資格取得サポート	<p>資格取得に向けての社内支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 試験対策レッスン・指導 * 商材の貸し出し・割引価格 * 受験料等の費用補助・資格手当
	<p>試験担当者の設置・環境整備</p>	<p>* 社内に試験担当者を置き、受験日の通達・資格取得に向けての意思確認を行い受験し易い環境を整えている</p>

エステティシャン 教育	項目	実施内容（会員）
④能力評価基準・ キャリアマップ	職業能力評価基準の作成 (厚生労働省策定・ 2018年5月31日公表)	* 職業能力評価基準を社内用にカスタマイズしたキャリアマップを活用している * キャリアマップの各レベルと職位を明確化し給与 に反映している * キャリアマップと AEA 資格取得に連動させている

■エビデンス 3：国の政策への取り組み

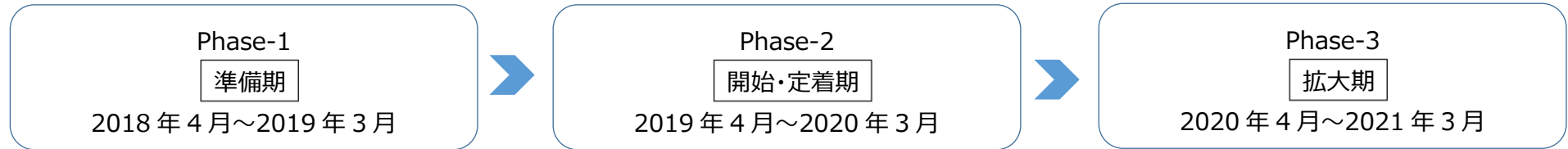
ポイント 消費者への信頼や女性が働きやすい環境整備に向けた取り組みを、国の制度を導入し実践していることを見える化する項目です。

エステティシャン 教育	主な項目	実施内容（会員）
経済産業省	健康経営の普及・促進への取 り組み	* 「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けている、または申請準備中である
厚生労働省	仕事と家庭を両立し易い職場 環境作りへの取り組みを推進	* 子育てサポート企業として「くるみん」、「プラチナくるみん」の認定を受けている。 または申請準備中である
消費者庁	消費者志向経営への取り組み	* 消費者経営宣言を行っている、または申請準備中である

※その他、消費者、従業員に向けて、「安心・安全・信頼」が担保でき得る各社独自に取り組んでいる制度（要申請）

■3カ年計画（中期的視点での）展開

まずは、3カ年に於ける各年度を3つのフェーズとして、2021年度以降を見据え中・長期的に取り組み、価値と地位の向上を目指します。



■フェーズ-1（準備期）での流れ

時期	AEA	正会員
2018年6月 ～ 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・基準とエビデンス項目の確定 ・エビデンスに基づく確認作業とその評価方法の確定 ・必要となる書式フォーマットの作成 ・申請～発行までのフローと確認手順の確定 ・代理店との表示方法とそのデザインの制作と広報に関するメディアミックスの策定と実施 ・上記を踏まえた会員用案内資料（確定版）の作成 	
9月～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・会員への左記資料の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国主要都市での説明会とコンプライアンス基準に求められる項目の勉強会実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員へ申請に関する書類送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請準備に着手
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の返送
4月～5月	<ul style="list-style-type: none"> ・審査確定作業 	
6月（予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員へAEA Salon Standard（仮称）のマーク送付 	

一般社団法人日本エステティック業協会
優良サロン制度策定委員会 議事要旨

開催日時	2021年10月12日(火)、28日(木)、11月12日(金)
会場	一般社団法人日本エステティック業協会(AEA) WEB会議
議題	優良サロン制度見直しに関し

【策定委員会委員】

1. 税理士法人・経営コンサルタント会社 代表
 2. 一般財団法人日本消費者協会 消費生活コンサルタント
 3. エステティック認定講師 AEA 教育委員会委員
 4. 事業者代表取締役 AEA 教育委員会委員
 5. 事業者管理本部長 AEA コンプライアンス委員会委員
 6. 事業者部長 AEA コンプライアンス委員会委員
- 事務局 4名

【策定委員会目的】

AEAの優良サロン制度は、経済産業省が定める「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」（以下“ガイドライン”）を踏まえ2019年6月に制定された。本年6月にガイドラインの改訂が図られたことに伴い、優良サロン制度の内容についても改訂を図ることが必要となり、策定委員会を設立し改訂内容につき協議するもの。策定委員会組成にあたっては、ガイドラインにて示された通り中立的立場の有識者、専門家の方々に加わっていただいた。

【議事進行概要】

事前に事務局より優良サロン制度の概要、ガイドライン改訂の要旨、優良サロン制度改訂の議論のポイント等を纏めた資料を委員に提出し、全員の理解を図った。そのうえで改訂作業を効率的に進めるため、経済産業省のチェックリスト記載事項の確認と各項目に対する理由・根拠等の確認、作成作業から開始した。その後優良サロン制度の申請事項、審査基準、エビデンス等の内容を精査のうえ改訂作業を行い、最後に運用規程の改訂を実施した。

【議論要旨】

I. あり方に示された踏まえるべき観点

事務局より資料に沿い、「あり方」の改訂点とそれに伴った優良サロン制度ガイドラインの修正案について説明があった。各項目の検討結果は末尾のチェックリスト（別紙2）参照。検討の際、委員より次のような意見があった。

a. 制度を所管する関係省庁（課室）への確認

事務局：関係省庁への確認事項とは、ヘルスケアサービスガイドラインでは関係法令について確認すべき点があれば確認するようこの記載がある。エステティック業は特定商取引法（以下“特商法”）の特定継続的役務提供に該当し、主に管轄する省庁は経済産業省になる。

b. 議事要旨や関連資料等の公開

事務局：議場での発言全てを纏めた議事録では長いかと思うので、要約形式の掲載でも問題ないか。
委員：議事録でも議事要旨でもどちらでもよいと思う。

c. 社会的責任に関わる情報の策定や開示

委員：社会的責任に関わる情報ということだが、個人情報も大事だが健康、人の命に係わることを言わんとしているのでは。

事務局：経済産業省に確認したところ、「シンプルに個人情報保護に関する規定を記載すべし、という意図での記載。一方で、倫理規程と個人情報保護規程が同列で記載されていることに違和感があるというのは理解する。との返答があった。

d. ヘルスケアサービスの安全性及び効果の裏付けとなるエビデンスを開示する体制の整備

事務局：エステティックの場合、効果効果のエビデンスを示すことは難しい。

委員：表記の仕方によって可能ではないか。お客様は効果を感じているから継続的に通う。効果の差はサロンによると思うが、エビデンスは自業者に表現方法を考えてもらうことで出せると思う。

委員：コンプライアンス上表現できないことや、誇大広告にならぬよう配慮しなくてはならないということがある。効果のエビデンスだけが1人歩きしてしまうことは避けたい。

委員：美容医療と異なり、エステティックの効果効果は訴えづらい。本項目では資格制度を通してエステティシャンが座学と実技について専門的知識を持って顧客対応しているということが、切り口としては妥当かと思う。

委員：それでよいと考える。

e. 人的資源や財政基盤の明示

事務局：優良サロンとしては、法令遵守だけでなく、労務環境、教育・キャリア制度が整っているかを審査に入れている。そうすることでエステティシャンの健康、働く意欲、自己啓発が促進され、施術に反映すると考えた。財務基盤については、特商法の特定継続的役務提供において契約者から求められた場合、財務諸表を開示すべしといった事項がある。

委員：資格や教育関係の切り口もあってもよいのでは。

委員：資格保有者数については、所属するエステティシャンの40パーセント以上が資格を保有していることが現在の教育審査事項に盛り込まれている。

f. ヘルスケアサービスを中止する場合の補償や事業者における対応等の明示

事務局：現在の審査事項で事業者における相談窓口の設置という項目がある。事業者における相談窓口があることを確認するという内容とする。

委員：事業者がヘルスケアサービスを中止する際に、事業者に相談窓口があることで意味を成すということか。

委員：適切か十分かは言えないかもしれないが、一つ成立し得ると考える。

II. 業界自主ガイドライン等に入れるべき項目の骨子

事務局より資料に沿い、骨子の改訂点とそれに伴った優良サロン制度ガイドラインの修正案について説明があった。各項目の検討結果は末尾のチェックリスト（別紙3）参照。検討の際、委員より次のような意見があった。

a. ヘルスケアサービスの品質を確保するための仕組み

事務局：優良サロン制度は「業界団体が認証制度を立ち上げ、業界団体認証や第三者認証、その他認証に代替する方法によって品質の確保を行う仕組み」に該当する。品質確保のため公正に透明性を持って実施していることを示すため、審査基準・審査委員会メンバーなどをHPに記載する。

b. 想定される仲介者及び利用者

委員：「一般エステティックサロン利用者」とあるが、「一般」という単語は不要であろう。

c. 保持しておくべきエビデンスの内容とその開示体制

事務局：運用規程第22条に則り、全て開示ではないが国の機関、地方公共団体から要請があった場合は可能である。各種エビデンスの中で従業員の氏名や評価が記載された人事評価書の提出があるが、これに関しては当事者の承認がない限り開示できないであろう。エビデンスと申請書類は全て事務局で保管しているため、問題はないと思われる。

d. 仲介者、利用者に情報提供すべき内容や広告表示のあり方

事務局：優良サロン制度においては、HP の広告表示確認は徹底しており、期中でも不定期に確認をしている。問題のある広告表示が発見された際は改善指導をし、期限内に改善しない場合は取り消しもあり得るという制度である。

委員：当該記載は後段の広告表示についてはマッチすると思うが、前段の仲介者、利用者に情報提供すべき内容についてはわからない。広告表示のあり方に対する仲介者、利用者に情報提供すべき内容であればわかるが。

事務局：経済産業省に確認したところ、「サービス特性に応じて、広告の段階や契約を結ぶ前に提供すべき情報」とのことだった。エステティックサービスにおいては、概要書面を契約前に契約者に対し、提示・交付することが義務付けられており、優良サロン制度でも審査事項の一つに入っている。内容的にも該当するため、概要書面の審査について記載する。

e. 関係する法令・制度、標準規格、業界自主ガイドライン等

事務局：全会員に守るべき指標としてエステティック業統一自主基準を適用している。

委員：特商法も項目に入れてもよいかもしれない。

III. 業界自主ガイドライン等の見直しに当たって特に確認する事項

事務局より資料に沿い、見直しにおける確認事項の改訂点とそれに伴った優良サロン制度の修正案について説明があった。各項目の検討結果は末尾のチェックリスト（別紙 4）参照。検討の際、委員より次のような意見があった。

a. 想定する仲介者や利用者の変化、仲介者や利用者のニーズの変化

事務局：把握方法として、次の二つが考えられる。（1）エステティック団体を取りまとめる関連業界団体の理事会が、2ヶ月に1回開催されている。業界全体で利用者のニーズや変化を見たとうえで、共通の基準を変えろといったことも話し合わせ、情報を吸い上げることができる。（2）AEA エステティック相談センターで受付けた消費者問題や意見からニーズを吸い上げる。

b. 関係する法令や規格等の変更の有無

事務局：毎月コンプライアンス委員会にて法令の改定や基準などを調べ、報告し議論している。

c. ヘルスケアサービスの安全性、予防・健康上の効果についての再検証の必要性

委員：予防・健康上の効果データは今まで取得していないのか。

委員：こういった安全性などのデータ化は困難ということもあり、業界としては取ってはいない。

委員：この時代安全性以外にも必要ではないのかという気はする。今後の課題とするのはどうか。

委員：高齢者施設へエステティシャンが来て入居者にハンドケアをすると、その方たちの手も美しくなり心が慰められたと聞く。心のケアから皆さん健康になるので、ヘルスケア業界としてエビデンスとして認められるのではないかと。今後データは取っておく必要があるのではないかと思う。

委員：実際、直接お客様や企業内の技術の開発に携わってきて効果を感じ、企業としてはデータも取っている。しかしそれを公にしてよいかは難しいところだ。

委員：そこで使う化粧品などの効果はエビデンスとして明らかにできると思うが、技術的なものは難しいと思う。

委員：顧客管理のカルテは各企業にて保管していると思うので、その中で体型や状態なども管理できると思う。ケアを続けていくと効果や結果、健康上の変化など全て記入されているため、その中で表現を変えて載せることはできるのでは。

委員：この項目を考えると「新たな知見が示された場合は適切に検証を行う」といった纏めになるだろうか。

事務局：皆様の意見を基に事務局で修正案を作成した結果、本項目では「施術における安全性、健康上の新たなエビデンスが出てきた際には検証のうえ、ガイドラインへの反映を検討」としたい。

d. 業界自主ガイドライン等に定められた事項の事業者の遵守状況

事務局：期中監査や実地監査は行っていない。一番効果があるのは HP の不定期確認である。申請事項と異なることをしていたり問題事項があったりすると広告に表れる。事務局はその広告が景品表示法などに抵触していないかなども見ている。また、AEA エステティック相談センターからクレーム一步手前の情報が入ってきた際は、我々で詳しく調査する。更に、優良サロン審査を 4 年毎に再審査することで事業者が制度を遵守できているのではないかと考える。

委員：クレーム調査や HP の不定期確認をして、改善勧告をするのか。

委員：改善するまで書面などを用いて要請し、事業者から報告書を提出していただいている。

委員：修正案として、その旨を書いてもよいと思う。

IV. 申請書見直し

チェックリストに基づき優良サロン制度申請書の修正を行ったが、その際委員より次のような意見があった。各項目の検討結果は末尾のチェックリスト（別紙 4）参照。

1. コンプライアンス部門

a. 正会員入会誓約書

事務局：「エステティック業統一自主基準を遵守している」ことを審査する書類である。この書類は正会員として入会時に事業者より提出いただいております。また、エステティック業統一自主基準や法律の遵守などの項目が入っている。この誓約書が提出されていれば、審査項目の一項目は審査完了となる。

b. 誓約書

事務局：ガイドライン改訂に伴い、事業者の申請内容の正確性を遵守する誓約書を新たに設ける。

c. 概要書面

事務局：特定継続的役務提供者（事業者）は、契約者に対し契約前に概要書面を交付する義務がある。事務局では書面内容が特商法に則ったものであるか、また、消費者契約法に抵触するような記載がなされていないかなどを審査する。

委員：書面の形式は統一なのか。

事務局：法令で定められた記載事項があり、その項目が網羅されていれば自由に作成できる。よって、違法性があるものを使用していないか確認が必要である。

委員：事務局は審査において、疑問点があれば弁護士に質問するといったプロセスを経ているのか。

事務局：基本的には事務局で判断できるので、何か不備がなければ弁護士に相談することはない。特商法で定められている項目が必ず記載されていること、消費者に不利な条項などの記載がないことを確認している。

d. 契約書面

事務局：この書面はエステティックサービス提供前に提示し、お客様へ契約内容を説明し、双方で確認をした後に交付するものである。概要書面（事前説明書）交付後、お客様から契約の同意を得たうえで初めて本契約を行う。こちらも概要書面同様に特商法で定められた項目があり、事業者が作成した契約書面内容に問題がないかを確認することとなっている。

e. 施術同意書

事務局：特商法で定められている書面ではなく、交付は任意である。お客様から施術の同意の有無などを確認している。審査の際は、注意事項で消費者に不利になる内容が書かれていないか、法的に問題がある記

載がないかを確認する。

委員：補足すると、概要書面と契約書面は特商法で定められているものだが、施術同意書は定めがなく、その違いがある。

f. 個人情報保護書面

事務局：HP もしくはサロン内に掲示していることが多いプライバシーポリシーの提出か、「個人情報の取り扱いについて」記載した書面を渡しているかということ、実際の書面を提出いただき確認している。

g. 財務諸表閲覧状況

事務局：ガイドラインで財政基盤の確認という項目があったため、新たに追加した項目である。特商法に則った閲覧が可能か確認するもの。

h. 消費者相談窓口の設置

事務局：申請書面に消費者相談窓口の担当者の連絡先を記入していただき、記載内容を確認している。

委員：事務局から連絡し、窓口の存在や担当者や責任者の対応の確認まで行ってもよいのでは。

i. 関連法令研修

事務局：現在ではエビデンスを取り付けているが、制度開始当初はエビデンスを取り付けておらず、関連法規に関する研修の実施などの報告を記入していただき確認していた。

委員：あくまで事業者側が行っていることを、研修内容と実施時期を申請書に記入することを確認するのみということか。

事務局：過去は申告ベースであった。しかし昨年からは研修資料と出席者名簿を提出してもらっており、今回実施日と内容の記入、エビデンスとして研修資料と出席者名簿の提出を求めることを検討している。

j. 募集原稿

事務局：募集要項の内容や書き方は各社異なり、その内容を労働法令上問題ないか確認している。

k. 保険の加入状況

事務局：加入状況を確認する。募集要項の記載内容でも確認はできる。

l. 割増賃金

事務局：雇用契約書で深夜手当や残業手当などが 1.25 倍など、法令に則った手当を支払うことが必ず明記されているかを確認している。

m. 就業規則

事務局：中身を全て確認しているわけではなく、労基署に確実に提出しているか確認するために、届出印がある表紙の写しを提出していただいている。変更があれば変更届も一緒に提出していただいている。

委員：36 協定届と同様、期中に再提出してもらい、確認するのはどうか。

事務局：会員や理事にヒアリングすると 1 年に 1 回程こまめにしているところ、就業規則に直結する大幅な法令の改訂が無い限り数年に 1 回という意見もあり、話し合った結果、期中再チェックは不要とした。

委員：今の時代、就業規則が前近代的に戻るといって考えにくい。リスクも少ないので、コンプライアンス委員会で検討したというプロセスを経ているのなら宜しいのでは。

n. 36 協定届

事務局：こちらは事業所毎に必ず提出が必要なので、5 サロンあれば 5 通全て提出いただき、サロン数に見合う届出をしているか労基署印とともに確認をしている。

委員：36協定届は毎年提出するものであるため、モニタリングとして申請時以降も期中最低1回は新しいものを事務局で確認するのはいかがでしょうか。

事務局：コンプライアンス委員会にても検討した結果、毎年提出するものであるため、新しいものを取り付けることは必要だろうとのことで、期中に確認する。

o. 労働契約書

事務局：個社で異なるが、「労働条件明示書」などで、問題がないか確認している。

p. 労働時間管理

事務局：こちらも個社で異なるが、従業員の出勤時間や休憩時間、早退、遅刻、欠勤などについてその一部の写しを提出していただき確認している。

q. 年次有給休暇管理簿

事務局：有給を取得させていて、管理をしているか事業者から控えを提出いただき確認している。

r. 休憩時間

事務局：こちらは雇用契約書などで休憩時間やシフト制などを確認している。

s. ハラスメント対策

事務局：現在は書面の提出を求めているが、「方針を明確化し周知、啓発している」かにつき自己申告していただいている。

委員：法制化されているので、各社からコピーの提出をいただいてもよいのではないかと。誓約書に記載内容を誓約する以上、今の形でも必ずしもNGというわけではないが。

事務局：大企業に対して2020年の6月1日より、中小事業主には2022年4月1日から義務化となっている。厚労省のHPには「方針を明確化し、周知、啓発」に加え「相談窓口設置」という文言があったため、相談窓口の設置を追加した。今後はハラスメント対策相談窓口の設置状況についても内容を確認する。

t. HPチェック

事務局：優良サロンのHPチェックを予告せず不定期に行い確認している。不適切な広告表示がある場合は、理事長名で改善要請書を作成し送付している。修正期限などについては、原則「連絡日から一か月以内に報告書の提出、2か月以内に修正等を行う」となっている。

2 教育部門

教育部門はAEA独自の基準でガイドラインの対象とする範囲には入っていない。これが優良サロン制度のひとつの特徴ともなっているもの。本申請書内容につき議論したが改訂が必要となる事項は無しであった。但し、申請書の項目の順番、内容が分かりづらい部分もあり、申請書のフォーム、内容につき、コンプライアンス部門も含め、分かり易いフォームに書き換えることとなった。

V. 運用規程

ガイドラインと申請書の改訂に伴い、運用規程の修正すべき点について検討した。検討の際、委員より次のような意見があった。

a. 第2章第四条

委員：「エステティシャン教育」とあるが「教育」と文言を統一した方がよいのでは。

b. 第3章第八条

事務局：現審査委員会のメンバーは、総合大学経済学部名誉教授、医療系大学非常勤講師保健学博士、経営短期大学学長の3名で行っている。

c. 第3章第九条

事務局：景品表示法や薬機法などに抵触する表現がないか確認している。審査委員会のメンバーがエステティックの表現に詳しいかというそうではないため、消費生活コンサルタントでもある事務局の者を交え事前に確認し、不適合の事業者にはHPを改訂していただく。

d. 第4章第十五条

事務局：有効期間については、例えば6月に認定が下りた事業者には6月から翌年3月まで期間が過ぎたということで、残り3年半が有効期間となる。最短は3月31日認定で3年と1日、最長で4月1日認定で4年丸々という計算になる。平均して3.5年となる。

e. 第4章第十六条

事務局：優良サロン認定を取得した事業者は、AEAのHPにてその旨を明記し、掲載している。

f. 第5章第十七、十八条

委員：十七条と十八条は文言が微妙に異なっており、整備が出来たらいいのでは。また、十八条の「必要と認められたとき」というのは、AEAが必要とした場合のことなのか。主体が少し不明確な感じもする。

g. 第5章第十九条

事務局：十九条の「確認」とは何を意味するのか。理事会で報告して理事が納得すればよいということなのか。承認とは違う内容なのか。

委員：第十九、二十条の返上と失効は普通に見ると区別が付き難い気もする。主語が「会員企業が」となっている。もっと言えば二十一条もAEA側から出ていくようにこのことで、すっきり上手く纏まった方が分かりやすいのでは。返上と失効はどう違うのか。

事務局：返上とは期中自主的に事業者の都合でお返しするということで、失効は有効期間の満了を指す。

委員：失効は会員企業が退会した場合、同時に優良サロン認定も失効するということでは。

委員：変えなくてもよいと思うが、纏めるとすっきりするのでは。ただ条文を削除すると一つ一つ上げたりして他を変更しなければならなくなり、大変になりそうなこともある。

事務局：いずれにせよ内容を再度よく確認、精査する。

h. 第5章第二十一条

委員：停止・取り消しは返上と異なり理事会の確認が必要なく即時に行われるということだと思うが、この辺りも整理した方がよいのでは。また、(イ)の「更新がされなかったとき」という記載は優良サロンに更新制度があるように見えるので、見直しが必要かと。

事務局：自動更新がされるというふうにつけられるということか。

委員：期中の更新ではなく、一回一回審査に出すという仕組みに見えた。

事務局：自動更新ではない。再度申請し、審査する仕組みである。

委員：第十五条で「更新を希望する場合には」という文言がある。取消しでも停止でもなく更新しなかったということなので、本来なら第二十一条に書かなくてもよい気はする。

事務局：更新しなかった場合は終了とするということをごどこかに書いておけばよいのか。この辺も含めて整理する。

委員：終了ということで括ってしまった方が分かりやすいのかもしれない。

事務局：皆さんの意見をもとに整理、必要なところは修正などを施す。

以上にて優良サロン制度策定委員会での議論は終了した。

当議論を基に事務局にて、優良サロン制度の申請書、申請項目、審査基準、エビデンス、運用規程等の最終改定案を作成し、策定委員の確認を取りつける。

尚、優良サロン制度審査委員会のメンバーは以下の3名となっている。

1. 総合大学経済学部名誉教授
2. 医療系大学非常勤講師保健学博士
3. 経営短期大学学長

宣言書

経済産業省

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長 殿

下記の事項について、本書面で誓約致します。

記

- ☑ 策定した業界自主ガイドライン等は、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の記載事項を踏まえ策定していることを宣言します。
- ☑ 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を遵守していることの説明責任は、策定を行った業界団体に帰するものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- ☑ 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえ策定した業界自主ガイドライン等に基づき、会員企業等が提供するヘルスケアサービスが、第三者に損害を与えた場合には、損害を与えた会員企業等が当該損害についての全責任を負うものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- ☑ ロゴマークの使用は、業界自主ガイドライン等の普及のための活動のみに限るものであり、会員企業等がロゴマークを使用することはありません。
- ☑ 会員企業等に対し、ロゴマークを使用することがないように周知徹底します。
- ☑ ロゴマークの使用にあたって要する一切の費用は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用等を含め、業界団体が負担します。
- ☑ 会員企業等に対し関係法令等の遵守の徹底を図り、健全なヘルスケア産業の発展に努めます。
- ☑ 経済産業省から要請がある場合は、ヘルスケアサービス提供実態やロゴマーク使用実態等の報告を行うものとします。
- ☑ 本宣言書及び別表は、業界自主ガイドライン等内に別添することで公知します。

以上

2022年4月1日

AEA 優良サロン制度
一般社団法人日本エステティック業協会
理事長 天辰 文夫

「あり方」に示された踏まえるべき観点 チェックリスト

	「あり方」 該当箇所	踏まえるべき観点	理由・根拠	
1	(ア) 透明性	1)	業界自主ガイドライン等の公開	「優良サロン制度」に関する趣旨、背景、策定経緯、審査事項・基準、申請書、運用規定等をHPにて公開。
2		1)①	策定委員会メンバー構成の適切性 専門性のある意見を聴取できる者の 参画	中立的立場の税理士法人・経営コンサルティング会社代表、消費生活コンサルタント、エステティック企業経営者、教育に携わる実務者等からなる策定委員会における議論を経て策定。
3		1)②	制度を所管する関係省庁（課室）への確認	経済産業省ヘルスケア産業課に随時確認。
4		1)③	議事要旨や関連資料等の公開	策定委員会での議論の要旨をHPに公開。
5		2)	社会的責任に関わる情報の策定や 開示	誓約書による「エステティック業統一自主基準」の遵守 個人情報保護に関する管理体制の審査。
6	(イ) 客観性	1),2),3)	ヘルスケアサービスの安全性及び効果の裏付けとなるエビデンスを開示する体制の整備	「教育」に関する審査により安全性を担保。 また脱毛については、その機器の性能や仕組み・安全性・根拠等につき適切に説明できる 人員の配置状況を確認。 審査項目・基準はHPにて公開。
7		4),5)	開示される安全性やエビデンスにおける用語の定義や情報源、対象者、測定方法等の明示	必要とされるエビデンスを審査項目に明記しHPにて公開。
8	(ウ) 継続性	1)	人的資源や財政基盤の明示	「コンプライアンス」における労務環境審査、 「教育」における資格保持者数、評価制度とキャリアマップの審査により人的資源を担保。 財務諸表の閲覧状況につき審査。
9		2)	ヘルスケアサービスを中止する場合の補償や事業者における対応等の明示	事業者における相談窓口の設置

業界自主ガイドライン等に入れるべき項目の骨子 チェックリスト

番号	入れるべき項目の骨子	業界自主ガイドライン等の該当ページ
1	ガイドラインの趣旨・背景	HPの「優良サロン制度」ページ、及び申請・審査手引書2ページに掲載
2	ガイドラインの適用範囲	AEAの正会員（申請・審査手引書2ページ、及び運用規程第一条）
3	ヘルスケアサービスの品質を確保するための仕組み	2) 業界団体認証に該当誓約書により申請内容の正確性、各項の遵守を事業者に誓約させている。（申請書2, 3ページ）
4	ガイドラインで使用する用語及び定義	業界特有の用語については定義、説明をつける。（申請・審査手引書1ページ）
5	想定される仲介者及び利用者	エステティックサロン利用者（申請・審査手引書1ページ）
6	ヘルスケアサービス事業者が遵守すべき事項とその実施体制	「コンプライアンス」「教育」に関する各審査事項。 申請書、エビデンスの審査により実施体制を確認。（申請書全ページ）
7	保持しておくべきエビデンスの内容とその開示体制	脱毛機器及び高周波利用設備許可申請を行った美容機器の保安全保管確認実施記録の保管、その実施の審査（申請書5ページ）
8	仲介者、利用者に情報提供すべき内容や広告表示のあり方	事前説明書（概要書面）の審査。事業者のHP広告の適法性審査、不定期HP確認の実施。（申請書4,6ページ）
9	関係する法令・制度、標準規格、業界自主ガイドライン等	特定商取引法、消費者契約法、景品表示法、薬機法、エステティック業統一自主基準（統一自主基準冒頭ページ添付）
10	ガイドラインの有効期間	2年間。ガイドラインを見直し改定した際はその日付を明示する。（運用規程第14条）

業界自主ガイドライン等の見直しに当たって特に確認する事項 チェックリスト

番号	見直しに当たって特に確認する事項	確認結果
1	想定する仲介者や利用者の変化、仲介者や利用者のニーズの変化	エステティック関連業界団体、相談センター事案から利用者のニーズを吸い上げ、必要に応じガイドラインの改訂を実施。
2	関係する法令や規格等の変更の有無	毎月コンプライアンス委員会にて法令等の改訂、施行をチェック。改訂に合わせた申請書の改訂等を実施。
3	ヘルスケアサービスに関する新たなエビデンスデータ等の公表の有無	新たなエビデンスが示された場合には適切に検証を行いHP等で公開する。
4	ヘルスケアサービスの安全性、予防・健康上の効果についての再検証の必要性	施術における安全性、予防・健康上の新たなエビデンスが出てきた際には検証のうえ、ガイドラインへの反映を検討する。
5	業界自主ガイドライン等に定められた事項の事業者の遵守状況	事業者のHP 不定期確認、AEA エステティック相談センターへの消費者からの情報確認、4年毎の更改と再審査により遵守状況を確認。